

令和 2 年（行ウ）第 1 号

管理型最終処分場の産業廃棄物処理施設設置許可処分取消請求事件の判決について

1 訴訟の概要

浜松市が許可した産業廃棄物処理施設設置許可（管理型最終処分場）処分について、処分場の設置により周辺住民の生命、身体、財産等に重大な影響を生ずるおそれがあるとして、当該施設が存する奥山地区の住民 25 名が本件許可処分の取り消しを求めていたもの。

●原告 A 氏他 24 名

●被告 浜松市 代表市長（担当窓口：産業廃棄物対策課）

●参加人 ㈱ミダック（行政訴訟法第 22 条第 1 項による参加）

<許可の概要> 設置者 株式会社ミダック《以下「事業者」》
設置場所 浜松市浜名区奥山 1397 番 195 他 35 筆
許可の種類 管理型最終処分場（埋立面積 約 10 万㎡、埋立容量 約 300 万㎡）

<経過>

年月日	対応等
平成 22 年 9 月 27 日	紛争予防条例*手続き開始(事業者が事業計画書提出)
:	<説明会開催 6 回、意見書(住民)⇔見解書(事業者)>
平成 28 年 8 月 10 日	紛争予防条例 第 7 条第 2 項 あっせん開始
平成 29 年 9 月 22 日	紛争予防条例 第 18 条第 1 項 あっせん打ち切り
平成 29 年 9 月 27 日	産業廃棄物処理施設設置許可申請書提出(管理型最終処分場)
平成 30 年 12 月 20 日	産業廃棄物処理施設設置許可処分
令和 2 年 1 月 16 日	原告 : 静岡地方裁判所へ訴状提出
令和 2 年 4 月 16 日	被告(市): 訴えの却下、棄却を求める答弁書送付
:	
令和 4 年 4 月 21 日	第 10 回弁論準備手続 (静岡地裁出廷)
:	準備書面 (最終提出 令和 5 年 7 月 18 日) 原告: 第 17 準備書面 (証拠書類 甲第 213 号証) まで提出 被告: 第 8 準備書面 (証拠書類 乙第 83 号証) まで提出
令和 5 年 10 月 12 日	口頭弁論手続 (静岡地裁出廷)
令和 6 年 2 月 29 日	判決言い渡し (静岡地裁出廷)

※浜松市廃棄物処理施設の設置等に係る紛争の予防と調整に関する条例

2 判決主文

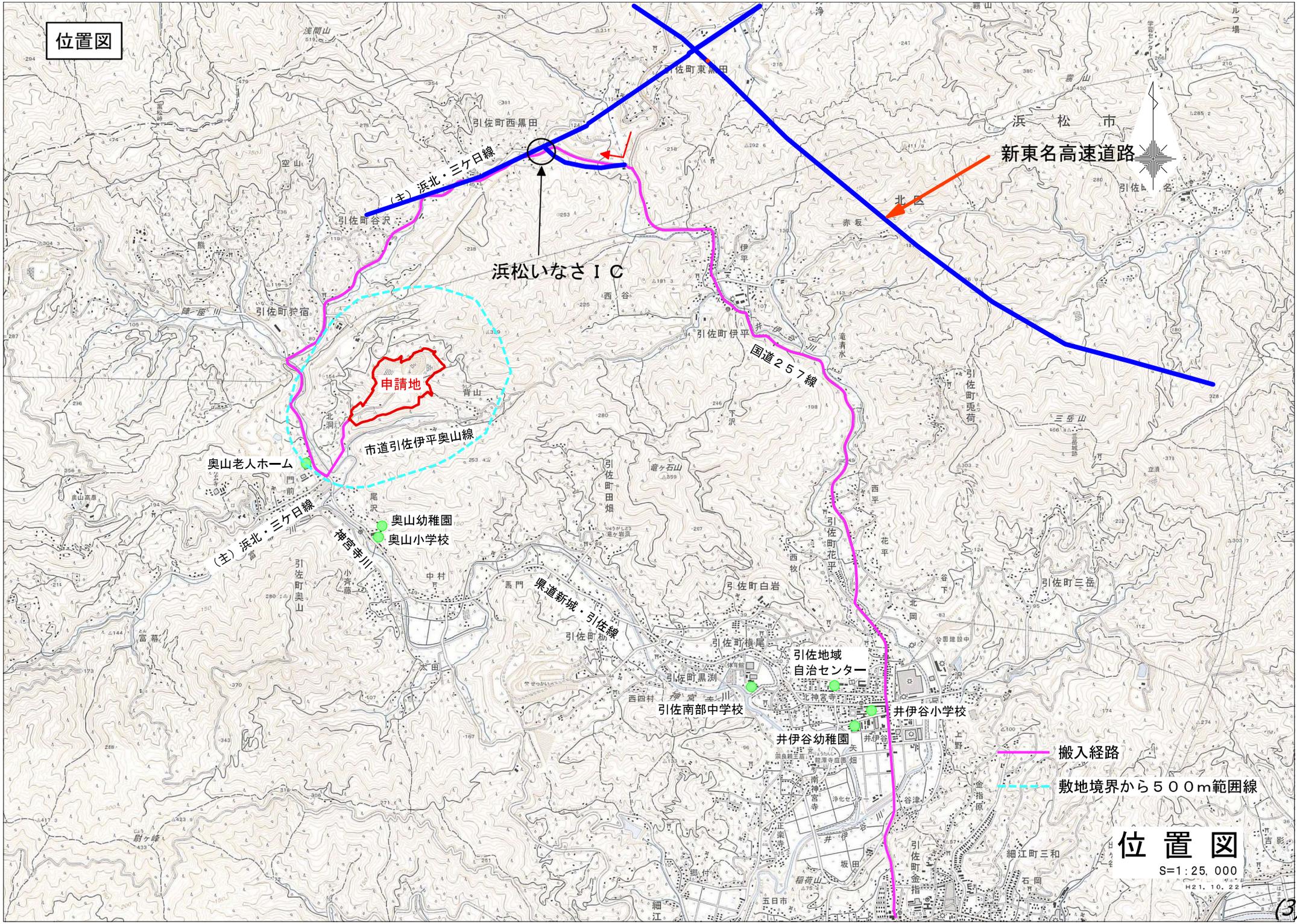
- ①本件訴えのうち、原告 25 に関する部分を却下する。
- ②その余の原告らの請求をいずれも棄却する。
- ③訴訟費用は、原告らの負担とする。

3 今後の対応

事後の手続きを粛々と進める。

当該処分場については定期的な立入検査を実施する等、引き続き適正な維持管理について事業者を監視指導する。

位置図



新東名高速道路

浜松いなさIC

申請地

市道引佐伊平奥山線

国道257線

奥山老人ホーム

奥山幼稚園

奥山小学校

引佐地域自治センター

引佐南部中学校

井伊谷幼稚園

井伊谷小学校

搬入経路

敷地境界から500m範囲線

位置図

S=1:25,000

H21.10.22

現況航空写真

